

第2回 長崎市上下水道事業運営審議会

（別冊資料）水道料金のあり方について

令和7年8月
上下水道局

目 次

- | | | |
|---|-------------------|-----------|
| 1 | 水道事業会計のしくみ | P 1 ～ P14 |
| 2 | 現行の上下水道料金と他都市との比較 | P15～ P22 |

1 水道事業会計のしくみ

水道事業会計の原則（独立採算制）

「地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」



（地方公営企業法第17条の2）（繰入金、補助金、負担金等）

税金によらず水道料金などの収入によって運営されなければならない

なぜ独立採算制なのか？

○安定的な住民サービスの提供

- ・ 自主財源である「**水道料金収入**」により経営（一般行政とは別の**独立した会計**）
- ・ **住民サービスの継続的・安定的な提供の維持、向上**

○経営状況の正確な把握

- ・ 民間企業でも用いられる**企業会計方式**を採用して、事業ごとにその**経営成績及び財政状況**を明らかにする

<水道料金以外の主な収入>

《補助金》

地方公共団体が実施する公共施設の建設、改良にかかる費用等の一部を国や都道府県などから制度に基づき補助として受け入れる資金

《繰入金》

国の定める「繰出基準」に則り、地方公共団体の**一般会計において負担すべきとされている費用**について、一般会計から公営企業会計へ繰り入れられる資金

※支出側→繰出金
収入側→繰入金

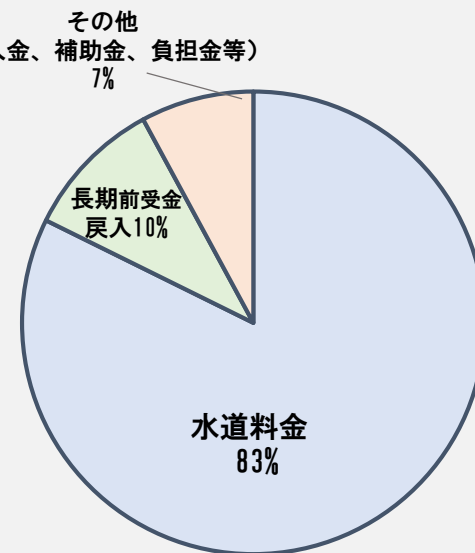
《企業債》

公共施設の建設・整備費用を賄うため、国や地方公共団体金融機構、民間の金融機関などから借り入れる資金

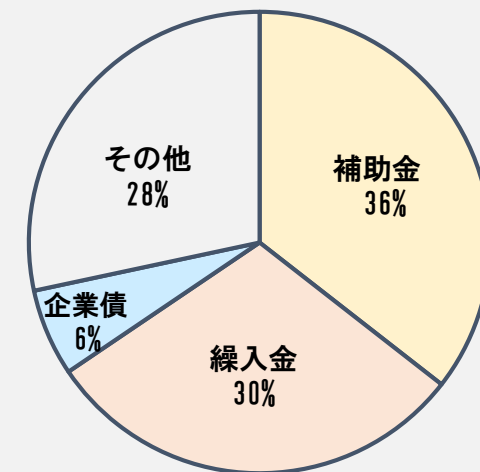
借金であるため、長期的な返済が必要（10年～30年）

同時に建設・整備時点での一時的な負担を軽減
将来にわたって利用される施設の**費用を平準化**することができる

収益的収入



資本的収入



※R6水道事業会計 決算より

水道事業会計の原則（独立採算制）

収益的収支と資本的収支について

収益的収入

主に水道水を供給するというサービスを提供することによって得られる収入など

事業を維持・運営していくための主な資金源

- 《主なもの》
- ・ 水道料金収入
 - ・ 長期前受金戻入
 - ・ その他雑収益 など

収益的支出

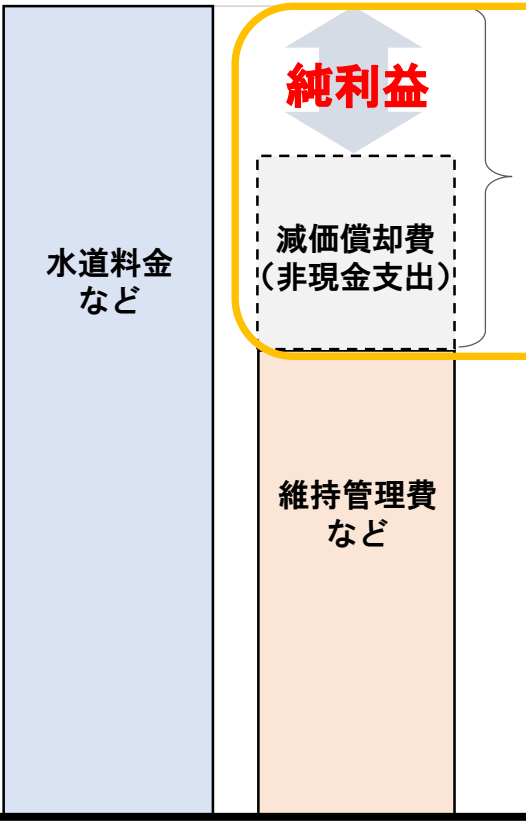
水道管や浄水場の運転・維持管理費などの、水道事業を運営するために必要な日常的にかかる費用

実際にお金の動きが発生しない会計上の処理である、減価償却費なども計上される

- 《主なもの》
- ・ 維持管理費（修繕費・委託料・動力費等）
 - ・ 企業債利息
 - ・ 減価償却費 など

収益的収支

水道施設の運転・管理など、事業を運営するための収支

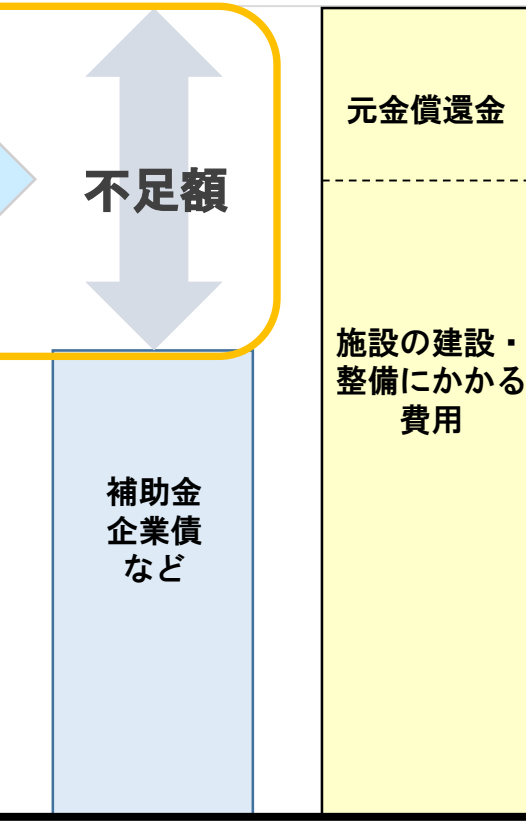


収益的収入

収益的支出

資本的収支

水道施設を建設・整備するための収支



資本的収入

資本的支出

資本的収入

主に水道施設の整備や更新に必要な資金として調達した財源など
《主なもの》

- ・ 補助金
- ・ 繰入金
- ・ 企業債 など

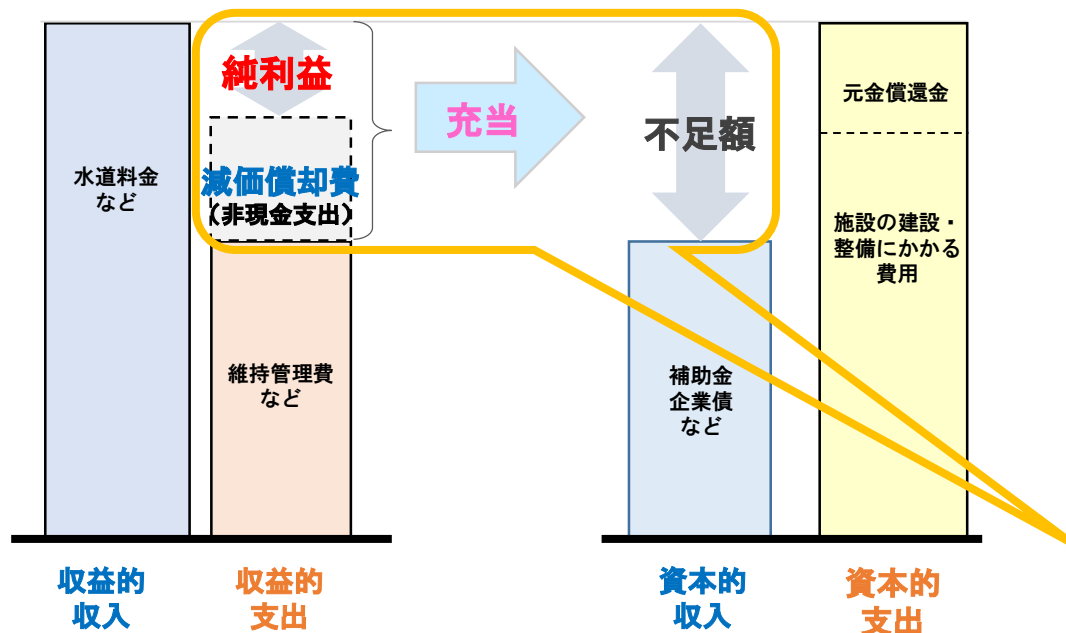
資本的支出

水道施設の建設や改良、または借入金の返済など、将来の事業活動に対する支出

- 《主なもの》
- ・ 建設改良費
新たに水道施設を建設したり、既存の施設を改築するための費用
 - ・ 企業債償還金
過去に建設改良費の資金として借り入れたお金（企業債）の元金の返済金

水道事業会計の原則（独立採算制）

減価償却費・純利益について



純利益とは？

料金収入などの事業活動による収益から、運営に必要なすべての費用を差し引いた残りの金額

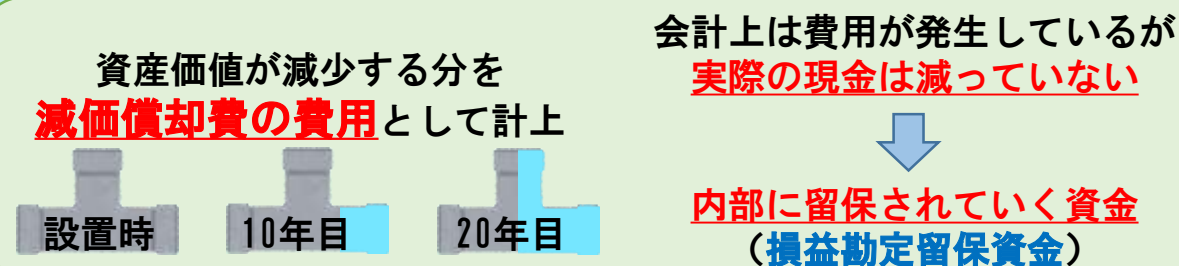
1年間の事業活動でどのくらい将来の施設更新のための費用を確保できたか

企業の経営成績を表す重要な指標

減価償却費とは？

水道施設（水道管、浄水場、機械・装置などの施設）の整備を行った翌年以降、**毎年の資産価値の減少分**について概ね法定耐用年数（使用期間の目安）の間、**分割して費用計上**する会計処理。

水道施設は一つ一つの資産が高額であり長期間使用できるため、**次の施設更新（買換え）に備えて、毎年貯金**をしていくイメージ。



Q：水道事業の利益等は何に使われるか？

A：新たな建設改良費の財源として活用

水道事業として確保したお金

純利益（資産維持費）

減価償却費では不足する
企業債の償還や物価変動、施設の高度化（耐震等）等に対応

現金を伴わない支出
減価償却費
として内部留保された資金

現存施設の更新財源

水道施設の更新財源

参考資料（関係法令、出典・データ一覧）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法（昭和32年法律第177号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 （略）

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

（以下略）

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（抄）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

水道料金算定方法の明確化等

供給規程に関する事項(法第14条)

- 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとすること。
※「健全な経営を確保」とは、老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していけるように水道事業を経営する状態を指し、そのことを明示的に規定するもの。



これを受けて、省令(水道料金の技術的細目)を改正し、料金の算定方法等を明確化
具体的には、以下を実施

- ①資産維持費の定義
- ②水道料金の設定方法(収支の試算を踏まえた設定、定期的な見直し)
- ③地方公共団体以外の者が水道事業を経営する場合の料金原価の算定方法

水道料金

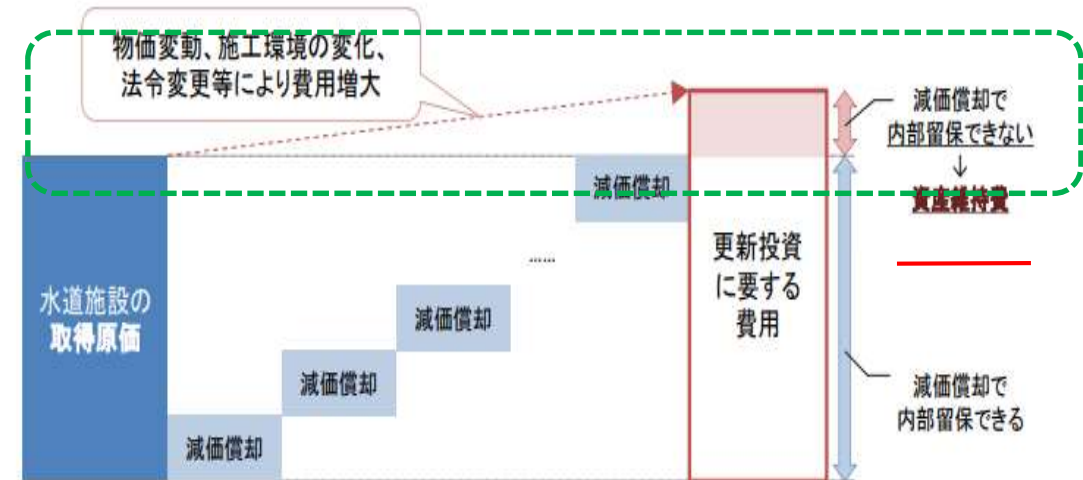
= 総括原価方式

営業費用(人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等)

資本費用(支払い利息、**資産維持費**)

資産維持費の定義(省令)

資産維持費 = 水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額



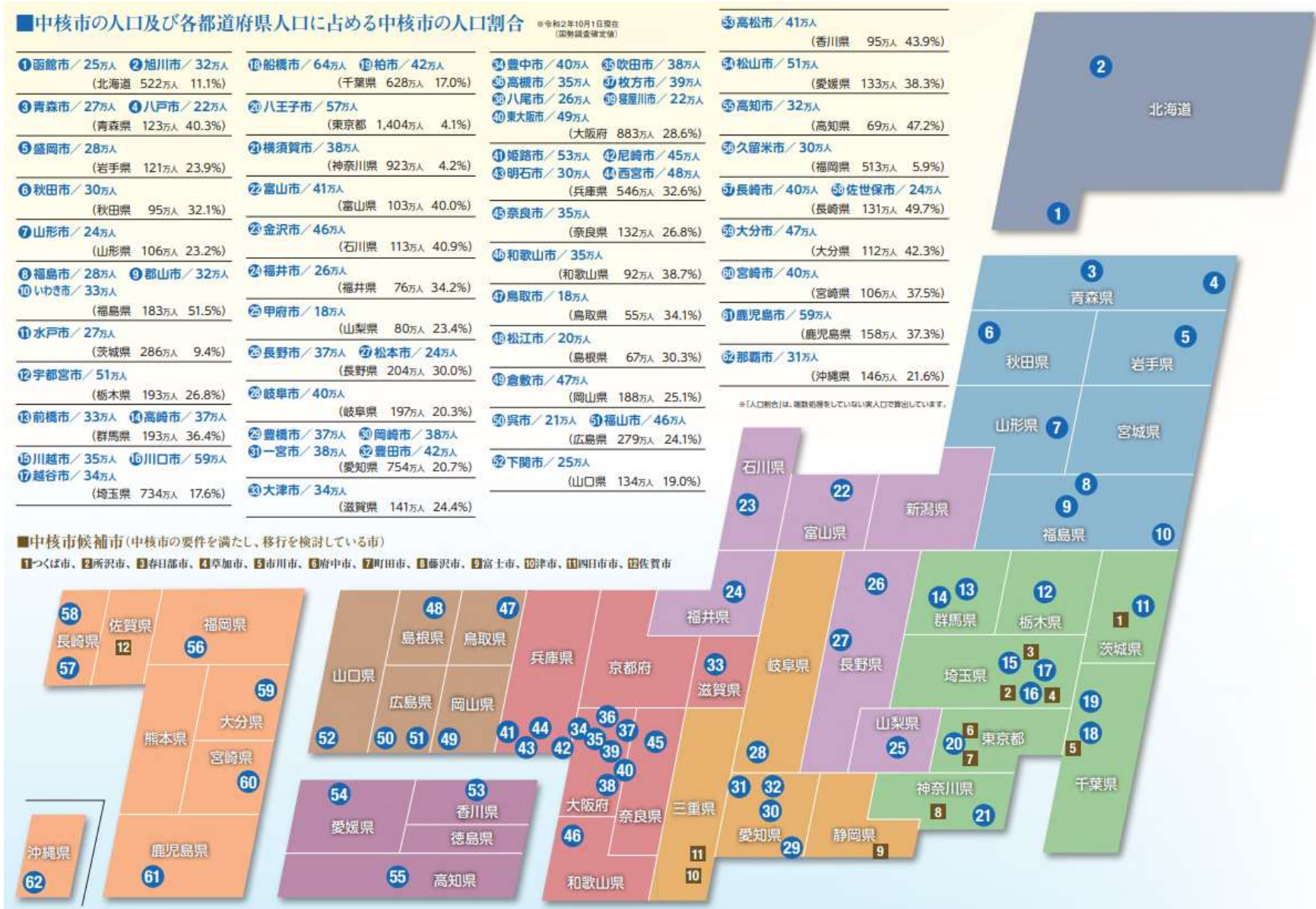
- 水道事業は原則、市町村で経営し、地方財政法上、独立採算制が導入されている。しかし、高度経済成長期に整備された水道の管路その他の水道施設が更新時期を迎えており、また、将来の人口減少に伴う料金収入の減少が予想される中で、安定的かつ持続的に運営していくためには、これまで以上に適切に施設の建設、改良、再構築が可能となるよう、必要な費用の計上を求め、その財政的基盤を強化する必要がある。
- 水道事業の維持・向上を図るため、原価に含まれない将来の建設改良費等については、その費用を利潤から内部留保する必要がある、公正妥当な料金として資産維持費を総括原価に含めることとされているが、これまで資産維持費の具体的な内容が法令上定義されていなかったため省令上に明確化した。



中核市とは

「中核市」は、地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市です。都市の規模や能力に応じた事務配分を進めていく観点から、従来の市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うという地方自治の理念を実現するために創設されました。

資料中の対象都市：中核市 57都市
（全62市から八戸圏域水道企業団の八戸市、越谷・松伏水道企業団の越谷市、県営水道の船橋市、都営水道の八王子市、香川県広域水道企業団の高松市の決算統計を除く）



令和5年度決算状況調査（中核市57市）

償却資産

単位：千円

都市名	償却資産
長崎市	210,346,219
鹿児島市	201,514,641
豊田市	198,190,882
横須賀市	190,020,059
宇都宮市	185,147,472
大分市	177,961,539
いわき市	173,042,514
姫路市	166,195,561
富山市	163,822,042
松山市	163,442,737
倉敷市	146,000,611
川口市	144,533,830
金沢市	140,454,741
高知市	137,421,480
郡山市	137,204,817
和歌山市	135,224,798
福山市	132,917,536
宮崎市	128,233,685
長野市	127,342,503

都市名	償却資産
秋田市	127,081,492
岡崎市	124,722,471
大津市	120,600,151
高崎市	119,081,530
奈良市	115,876,659
前橋市	115,087,950
盛岡市	113,343,409
西宮市	112,690,001
岐阜市	110,034,068
枚方市	108,935,784
旭川市	108,612,033
甲府市	106,408,476
柏市	106,244,772
佐世保市	104,194,302
下関市	104,063,058
青森市	104,031,098
水戸市	101,189,397
山形市	99,559,235
福島市	95,453,128

都市名	償却資産
鳥取市	94,923,432
一宮市	94,639,406
豊橋市	92,757,483
福井市	88,020,831
松本市	85,989,049
川越市	85,313,981
豊中市	82,965,620
呉市	82,653,815
松江市	80,740,291
東大阪市	80,374,403
高槻市	78,675,544
明石市	76,709,218
尼崎市	72,929,915
久留米市	71,352,328
吹田市	70,421,091
函館市	68,295,934
八尾市	52,641,837
那覇市	49,486,909
寝屋川市	37,137,808

主な経営指標の状況

・令和５年度決算値おける経営指標

経常収支比率（％）		料金回収率（％）		給水原価（円／m ³ ）		有収率（％）		施設利用率（％）	
盛岡市	132.97	松山市	118.76	呉市	263.55	岡崎市	98.12	高槻市	88.34
枚方市	129.37	盛岡市	112.86	長崎市	248.27	豊中市	97.77	函館市	86.82
松山市	128.05	岐阜市	111.46	松江市	247.05	寝屋川市	97.67	柏市	83.97
姫路市	123.85	郡山市	107.75	佐世保市	243.72	松山市	95.81	川口市	83.48
甲府市	122.86	川口市	106.93	福島市	238.00	大津市	95.77	吹田市	80.62
柏市	120.90	姫路市	106.42	鳥取市	237.30	吹田市	95.68	松本市	80.09
郡山市	120.12	高知市	105.83	いわき市	235.28	那覇市	95.63	豊橋市	78.85
岐阜市	119.06	吹田市	105.75	豊田市	234.27	鹿児島市	95.44	宇都宮市	76.78
川口市	118.80	長野市	105.65	山形市	231.64	川越市	95.03	和歌山市	74.72
長野市	118.79	宮崎市	105.57	下関市	217.32	柏市	94.59	那覇市	73.96
福山市	118.78	福山市	104.04	奈良市	206.77	東大阪市	94.38	福島市	72.66
旭川市	118.75	鹿児島市	103.29	長野市	203.05	福山市	94.35	前橋市	72.12
吹田市	117.80	福島市	100.88	秋田市	200.34	八尾市	94.25	高崎市	71.33
高知市	116.40	旭川市	100.29	松本市	197.01	西宮市	93.90	岡崎市	71.26
前橋市	115.36	尼崎市	99.91	盛岡市	194.82	高槻市	93.75	西宮市	70.54
高槻市	115.13	青森市	99.65	川口市	193.78	松江市	93.54	盛岡市	68.95
宇都宮市	115.11	那覇市	99.19	水戸市	192.86	枚方市	93.53	豊田市	68.72
鹿児島市	114.91	久留米市	98.89	青森市	192.24	明石市	93.41	明石市	68.70
高崎市	114.26	八尾市	98.66	青宮市	189.88	高知市	93.37	下関市	68.49
福井市	113.86	大分市	98.33	郡山市	189.20	盛岡市	93.31	宮崎市	68.06
宮崎市	113.24	枚方市	98.16	大分市	188.70	豊橋市	92.95	水戸市	67.62
尼崎市	112.94	甲府市	97.76	那覇市	183.57	倉敷市	92.89	大分市	67.62
長崎市	112.57	高崎市	97.66	旭川市	179.90	金沢市	91.62	富山市	66.86
大分市	112.28	函館市	97.21	宇都宮市	177.78	鳥取市	91.13	福山市	65.53
福島市	111.82	前橋市	96.97	横須賀市	177.01	横須賀市	90.89	一宮市	65.47
倉敷市	111.72	福井市	96.66	大津市	176.93	一宮市	90.88	長崎市	64.87
寝屋川市	111.55	横須賀市	96.34	明石市	175.77	呉市	90.87	姫路市	64.77
岡崎市	111.41	寝屋川市	95.84	久留米市	175.03	山形市	90.81	松山市	64.73
那覇市	111.22	秋田市	95.65	姫路市	172.86	尼崎市	90.79	川越市	63.82
水戸市	110.86	いわき市	95.47	柏市	171.98	秋田市	90.69	倉敷市	63.25
奈良市	110.42	水戸市	93.86	和歌山市	171.92	川口市	90.52	郡山市	63.03
秋田市	110.21	柏市	93.82	八尾市	169.19	久留米市	90.12	佐世保市	62.36
横須賀市	109.84	宇都宮市	93.76	甲府市	168.71	姫路市	90.00	鳥取市	59.31
青森市	109.61	和歌山市	93.72	岡崎市	168.48	郡山市	89.71	大津市	59.04
豊田市	109.39	長崎市	93.56	豊中市	167.92	奈良市	89.41	旭川市	58.09
山形市	108.83	豊中市	93.42	金沢市	166.22	いわき市	89.36	枚方市	57.43
いわき市	108.08	東大阪市	93.41	東大阪市	165.37	豊田市	89.10	松江市	56.85
明石市	107.65	豊橋市	92.80	鹿児島市	164.85	富山市	89.06	東大阪市	56.80
久留米市	107.31	山形市	92.79	吹田市	161.66	福島市	88.85	岐阜市	56.04
川越市	107.28	金沢市	92.70	尼崎市	160.58	福井市	88.75	鹿児島市	55.61
八尾市	107.23	佐世保市	92.20	川越市	160.24	大分市	88.65	八尾市	53.93
松江市	106.89	岡崎市	92.12	高知市	160.16	佐世保市	88.28	豊中市	53.73
西宮市	106.80	明石市	91.69	前橋市	158.34	下関市	88.14	呉市	52.30
佐世保市	106.06	西宮市	91.14	宮崎市	154.86	水戸市	87.73	青森市	52.29
豊中市	105.25	倉敷市	90.11	富山市	153.88	旭川市	87.52	いわき市	51.70
下関市	105.14	大津市	89.11	高槻市	152.88	青森市	87.37	福井市	51.51
大津市	104.98	奈良市	88.84	松山市	151.52	長崎市	86.97	久留米市	51.23
函館市	104.70	川越市	88.06	福山市	151.07	宮崎市	86.94	高知市	50.99
豊橋市	103.71	下関市	85.90	豊橋市	149.37	宇都宮市	86.87	山形市	49.64
東大阪市	103.51	一宮市	84.51	寝屋川市	148.11	松本市	86.41	寝屋川市	49.03
鳥取市	103.27	富山市	83.47	函館市	145.09	甲府市	86.21	秋田市	47.29
富山市	103.18	高槻市	81.17	福井市	142.55	高崎市	85.76	長野市	46.98
金沢市	102.93	豊田市	79.55	倉敷市	139.47	長野市	85.47	尼崎市	46.12
和歌山市	102.85	松江市	77.44	高崎市	134.17	和歌山市	83.27	奈良市	45.70
松本市	100.86	呉市	74.95	一宮市	131.79	函館市	82.23	金沢市	45.12
一宮市	99.97	松本市	72.02	枚方市	125.16	前橋市	78.83	横須賀市	44.35
呉市	99.72	鳥取市	71.12	岐阜市	120.24	岐阜市	73.43	甲府市	42.48
長崎市以外の 中核市平均	111.75	長崎市以外の 中核市平均	95.21	長崎市を除く 中核市平均	179.13	長崎市を除く 中核市平均	90.55	長崎市を除く 中核市平均	62.81

【経常収支比率】

毎年度の維持管理費や支払利息等の費用を料金収入や繰入金等でどの程度賄えているかを示す指標。100%以上であるときは単年度の収支が黒字。

【料金回収率】

給水に要した経費を料金収入でどの程度賄えているかを示した指標。料金水準等を評価することが可能で、全てを料金収入で賄えている場合は100%以上となる。

【給水原価】

水道料金の対象となった水量1 m³あたりの給水に要した費用を示す指標。一般的には低額のほうが良いとされている。

【有収率】

浄水場から配水した水量のうち、実際に水道料金の対象となった水量の割合を示す指標。100%に近いほど良いとされている。

【施設利用率】

水道施設の効率性を示し、施設の利用状況や適正規模を判断するための指標。明確な数値基準はないが、高い数値の方がよいとされている。数値が高すぎる場合施設の余裕が少なく、低すぎる場合は無駄のある状態。

【長崎市と他都市の経営指標比較】

	中核市平均	中核市順位 (57都市中)	
経 常 収 支 比 率	以上↑	23	高いほうが良い
料 金 回 収 率	以下↓	35	高いほうが良い
給 水 原 価	以上↑	2	低いほうが良い
有 収 率	以下↓	47	高いほうが良い
施 設 利 用 率	以上↑	26	高いほうが良い

主な経営指標の状況

・令和５年度決算値おける経営指標

流動比率(%)		企業債残高対 給水収益比率(%)		有形固定資産 減価償却率(%)		管路経年化率(%)		管路更新率(%)	
那覇市	949.13	富山市	631.3	明石市	63.78	いわき市	52.87	尼崎市	1.53
松山市	903.45	和歌山市	625.9	松本市	59.74	青森市	49.09	八尾市	1.51
柏市	823.75	一宮市	594.8	福島市	59.36	水戸市	48.44	福山市	1.31
寝屋川市	652.22	岐阜市	547.3	鹿児島市	59.28	金沢市	47.38	吹田市	1.27
高槻市	651.79	佐世保市	521.4	横須賀市	58.76	下関市	42.92	盛岡市	1.20
甲府市	551.20	旭川市	510.2	寝屋川市	57.86	尼崎市	42.46	青森市	1.12
長野市	509.53	宮崎市	492.0	奈良市	57.46	横須賀市	42.41	秋田市	1.10
郡山市	502.12	長野市	477.5	前橋市	57.23	函館市	41.87	旭川市	1.05
秋田市	442.11	高知市	462.8	高崎市	56.98	奈良市	41.62	豊中市	1.05
長崎市	438.66	鳥取市	459.5	西宮市	56.83	福井市	41.48	川越市	1.04
明石市	411.69	函館市	442.5	郡山市	56.80	東大阪市	40.75	甲府市	1.03
尼崎市	408.54	福山市	422.9	下関市	56.78	福島市	39.49	大分市	1.03
豊田市	399.75	呉市	398.7	福井市	56.56	吹田市	39.09	松江市	1.01
高知市	395.61	水戸市	396.9	姫路市	56.47	明石市	37.20	柏市	0.97
姫路市	395.20	秋田市	375.3	函館市	55.61	豊橋市	36.89	岐阜市	0.97
青森市	394.89	枚方市	342.3	豊橋市	55.43	郡山市	36.79	川口市	0.96
松本市	394.04	豊中市	326.9	高槻市	55.42	佐世保市	36.55	横須賀市	0.93
奈良市	391.98	鹿児島市	315.7	旭川市	55.35	一宮市	34.76	倉敷市	0.90
盛岡市	389.31	松江市	304.7	青森市	55.32	高知市	34.13	西宮市	0.87
岡崎市	368.49	いわき市	293.0	尼崎市	55.00	呉市	33.86	松山市	0.87
枚方市	358.48	吹田市	290.0	那覇市	54.90	鹿児島市	33.17	豊田市	0.86
金沢市	345.31	寝屋川市	284.8	佐世保市	54.31	西宮市	33.03	東大阪市	0.85
大分市	333.52	高崎市	284.0	甲府市	54.08	姫路市	32.70	鹿児島市	0.81
高崎市	326.39	山形市	271.9	岐阜市	53.83	宮崎市	32.61	呉市	0.80
久留米市	324.90	福井市	271.2	東大阪市	53.74	福山市	31.09	山形市	0.78
下関市	321.44	下関市	268.3	長野市	53.73	八尾市	30.44	金沢市	0.77
川越市	315.47	青森市	262.6	川越市	53.64	長野市	30.23	岡崎市	0.74
宮崎市	271.60	大津市	262.2	川崎市	53.60	川崎市	30.08	高槻市	0.71
福島市	262.31	東大阪市	255.2	大津市	53.43	久留米市	30.01	いわき市	0.68
鹿児島市	256.83	八尾市	255.0	大分市	52.84	枚方市	29.47	高知市	0.65
宇都宮市	245.89	松本市	246.5	金沢市	52.81	前橋市	28.78	前橋市	0.62
山形市	232.13	宇都宮市	235.7	盛岡市	52.77	豊中市	28.72	鳥取市	0.61
横須賀市	231.53	倉敷市	234.1	宇都宮市	52.76	松江市	28.49	枚方市	0.60
川口市	226.74	大分市	232.2	豊中市	52.56	川口市	28.20	寝屋川市	0.60
いわき市	225.78	川口市	227.4	呉市	52.31	盛岡市	27.57	姫路市	0.60
東大阪市	224.40	岡崎市	225.6	長崎市	52.13	高崎市	27.32	久留米市	0.59
西宮市	220.77	西宮市	221.4	富山市	51.99	大津市	26.56	郡山市	0.53
福井市	217.23	横須賀市	210.6	山形市	51.84	旭川市	26.49	宇都宮市	0.51
倉敷市	213.37	前橋市	205.4	枚方市	51.60	長崎市	25.83	和歌山市	0.50
大津市	204.57	久留米市	184.1	松山市	51.49	寝屋川市	25.60	福井市	0.46
吹田市	204.19	姫路市	182.8	和歌山市	51.18	那覇市	23.47	大津市	0.45
函館市	202.74	松山市	180.5	一宮市	51.16	鳥取市	22.97	長崎市	0.44
豊橋市	189.94	奈良市	175.6	豊田市	49.56	岡崎市	22.79	一宮市	0.44
八尾市	185.56	金沢市	163.4	水戸市	49.35	大分市	22.67	明石市	0.44
佐世保市	177.23	福島市	153.0	高知市	49.31	岐阜市	21.84	奈良市	0.42
水戸市	162.88	明石市	141.0	倉敷市	49.22	秋田市	21.25	豊橋市	0.39
豊中市	156.91	尼崎市	138.5	宮崎市	49.08	富山市	21.11	高崎市	0.38
福山市	156.91	川越市	119.4	福山市	49.06	甲府市	21.10	函館市	0.35
前橋市	150.92	豊田市	110.3	いわき市	48.98	松本市	20.23	宮崎市	0.31
鳥取市	145.24	長崎市	98.2	鳥取市	48.55	倉敷市	19.76	佐世保市	0.28
松江市	138.84	豊橋市	86.9	久留米市	47.85	高槻市	19.65	水戸市	0.27
岐阜市	136.80	甲府市	78.3	川口市	46.31	和歌山市	19.22	那覇市	0.26
呉市	133.18	郡山市	71.8	八尾市	46.29	松山市	18.65	下関市	0.25
一宮市	124.80	盛岡市	51.9	松江市	45.87	豊田市	18.50	福島市	0.19
富山市	88.64	柏市	41.0	柏市	43.26	山形市	15.59	長野市	0.18
和歌山市	76.60	那覇市	8.5	岡崎市	43.13	柏市	15.24	松本市	0.17
旭川市	45.09	高槻市	5.4	吹田市	35.57	宇都宮市	9.57	富山市	0.15
長崎市を除く 中核市平均	317.32	長崎市を除く 中核市平均	278.2	長崎市を除く 中核市平均	52.82	長崎市を除く 中核市平均	30.61	長崎市を除く 中核市平均	0.71

指標の説明

【流動比率】

１年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度有しているかを示す指標。短期の支払い能力を表し、100%以上であることが必要であり、100%未満では不良債権が発生している可能性がある。

【企業債残高対給水収益比率】

企業債の残高と料金収入の収益との比率を示す指標。明確な数値基準はないが、比率は低いほうがよいとされている。ただし、世代間負担の公平性という観点からは、企業債を一定程度活用することも望まれる。

【有形固定資産減価償却率】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合を表している。この比率が高いほど減価償却が進んでおり、施設の老朽化が進んでいるということを示す。

【管路経年化率】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標で管路の老朽化度合を表している。

【管路更新率】

その年度に更新した管路延長の割合を示した指標で、更新の取り組み状況を表している。毎年１％ずつ更新した場合、100年ですべての管路を更新する計算になる。

【長崎市と他都市の経営指標比較】

	中核市平均	中核市順位 (57都市中)	
流 動 比 率	以上↑	10	高いほうが良い
企業債残高対 給水収益比率	以下↓	8	低いほうが良い
有形固定資産 減 価 償 却 率	以下↓	22	低いほうが良い
管 路 経 年 化 率	以下↓	19	低いほうが良い
管 路 更 新 率	以下↓	42	高いほうが良い

公営企業債について

資料1

地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、その性格として次のような側面を有している。

- ① 地方公共団体が負担する債務であること
- ② 資金調達によって負担する債務であること
- ③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

地方債の対象経費

地方財政法第5条において、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない。」ことを原則とする一方、地方債を財源とすることができる経費を次のように定めている。

- ① 公営企業に要する経費
- ② 出資金及び貸付金
- ③ 地方債の借換えに要する経費
- ④ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- ⑤ 公共施設又は公用施設の建設事業費等

※上記以外にも、他の法律による特例措置として地方債の対象とすることが出来る場合がある。

公営企業債

- ・ 公営企業の財源に充てるための地方債(公営企業債)は、建設改良費や準建設改良費等の公営企業に要する経費の財源とする場合であり、当該経費が合理的な期間内に、当該事業によって生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれるものについて同意等を行っている。
- ・ また、地方公営企業法第22条では、国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認められるときは、公営企業債の償還の繰り延べや借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮を認めるものと定めている。

2 現行の上下水道料金と他都市との比較

現行の水道料金表（H22年度～）

用途	基本料金		従量料金	
	メーターの口径	金額 (1ヶ月につき)	単位	金額
一般用	20mm以下	805円	(1m ³ につき)	
	25mm	1,000円	1m ³ ～10m ³	70円
	40mm	2,500円		
	50mm	4,500円	11m ³ ～50m ³	260円
	75mm	9,500円		
	100mm	16,000円	51～100m ³	330円
	150mm	33,000円		
	200mm以上	45,000円	101m ³ 以上	396円
公衆浴場用	一般用と同じ		1m ³ につき	70円
船舶用	一般用と同じ		1m ³ につき	170円

消費税及び地方消費税を含まない単価（税抜き単価）

<水道料金の計算例>

- ① 使用水量20m³、メーターの口径13mmの場合
 （概ね3～4人世帯を想定）
 基本料金 805円（メーターの口径20mm以下）
 従量料金 (10m³×70円) + (10m³×260円) = 3,300円
水道料金 (805円 + 3,300円) × 1.1（消費税） = **4,515円**
- ② 使用水量2,000m³、メーターの口径75mmの場合
 （宿泊施設、病院など）
 基本料金 9,500円（メーターの口径75mm）
 従量料金 (10m³×70円) + (40m³×260円) + (50m³×330円)
 + (1,900m³×396円) = 780,000円
水道料金 (9,500円 + 780,000円) × 1.1（消費税） = **868,450円**

【上下水道料金早見表】 口径20mm以下 (税込み)

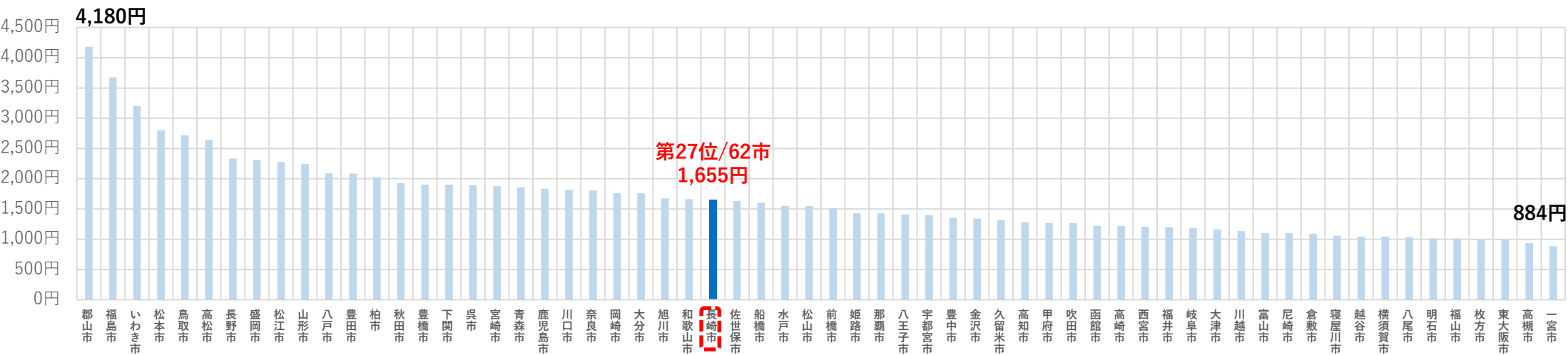
使用 水量 m³	水道料金	下水道料金	合 計	使用 水量 m³	水道料金	下水道料金	合 計
0	885	1,100	1,985	28	6,803	4,884	11,687
1	962	1,122	2,084	29	7,089	5,082	12,171
2	1,039	1,144	2,183	30	7,375	5,280	12,655
3	1,116	1,166	2,282	31	7,661	5,478	13,139
4	1,193	1,188	2,381	32	7,947	5,676	13,623
5	1,270	1,210	2,480	33	8,233	5,874	14,107
6	1,347	1,232	2,579	34	8,519	6,072	14,591
7	1,424	1,254	2,678	35	8,805	6,270	15,075
8	1,501	1,276	2,777	36	9,091	6,468	15,559
9	1,578	1,298	2,876	37	9,377	6,666	16,043
10	1,655	1,320	2,975	38	9,663	6,864	16,527
11	1,941	1,518	3,459	39	9,949	7,062	17,011
12	2,227	1,716	3,943	40	10,235	7,260	17,495
13	2,513	1,914	4,427	41	10,521	7,458	17,979
14	2,799	2,112	4,911	42	10,807	7,656	18,463
15	3,085	2,310	5,395	43	11,093	7,854	18,947
16	3,371	2,508	5,879	44	11,379	8,052	19,431
17	3,657	2,706	6,363	45	11,665	8,250	19,915
18	3,943	2,904	6,847	46	11,951	8,448	20,399
19	4,229	3,102	7,331	47	12,237	8,646	20,883
20	4,515	3,300	7,815	48	12,523	8,844	21,367
21	4,801	3,498	8,299	49	12,809	9,042	21,851
22	5,087	3,696	8,783	50	13,095	9,240	22,335
23	5,373	3,894	9,267	60	16,725	13,585	30,310
24	5,659	4,092	9,751	70	20,355	17,930	38,285
25	5,945	4,290	10,235	80	23,985	22,275	46,260
26	6,231	4,488	10,719	90	27,615	26,620	54,235
27	6,517	4,686	11,203	100	31,245	30,965	62,210

中核市比較

水道料金 中核市比較

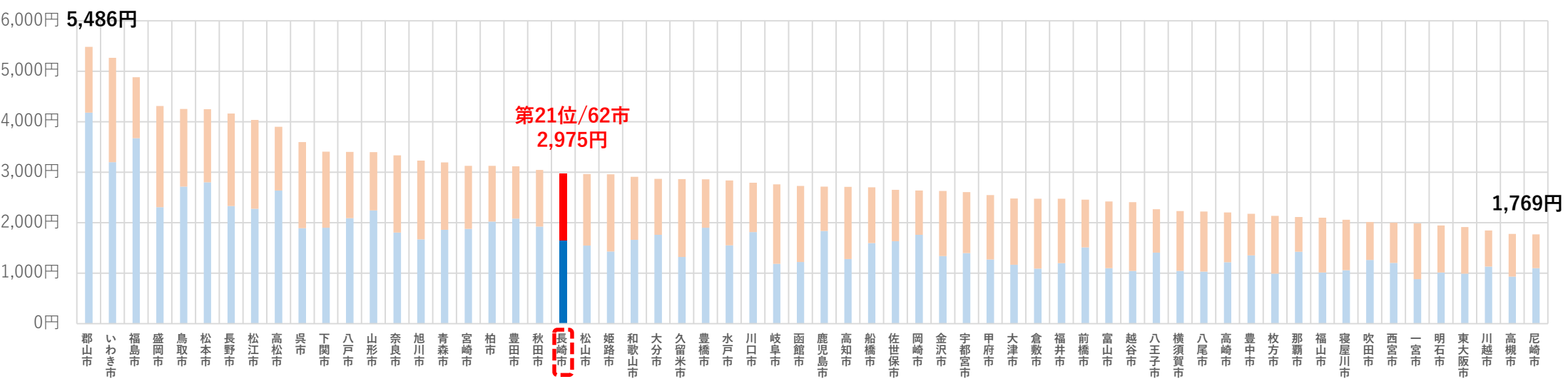
使用水量10m³

(令和7年4月1日現在)



上下水道料金 中核市比較

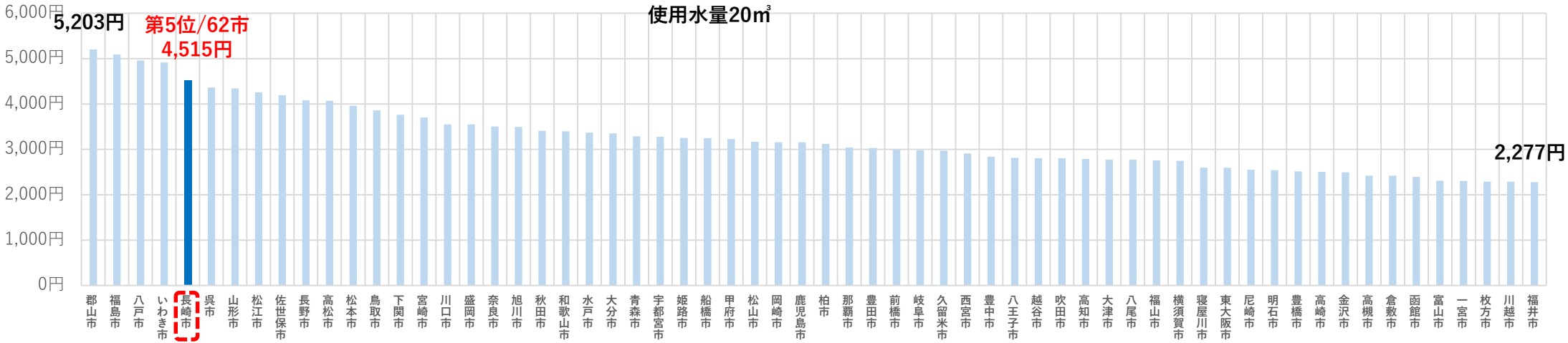
使用水量10m³



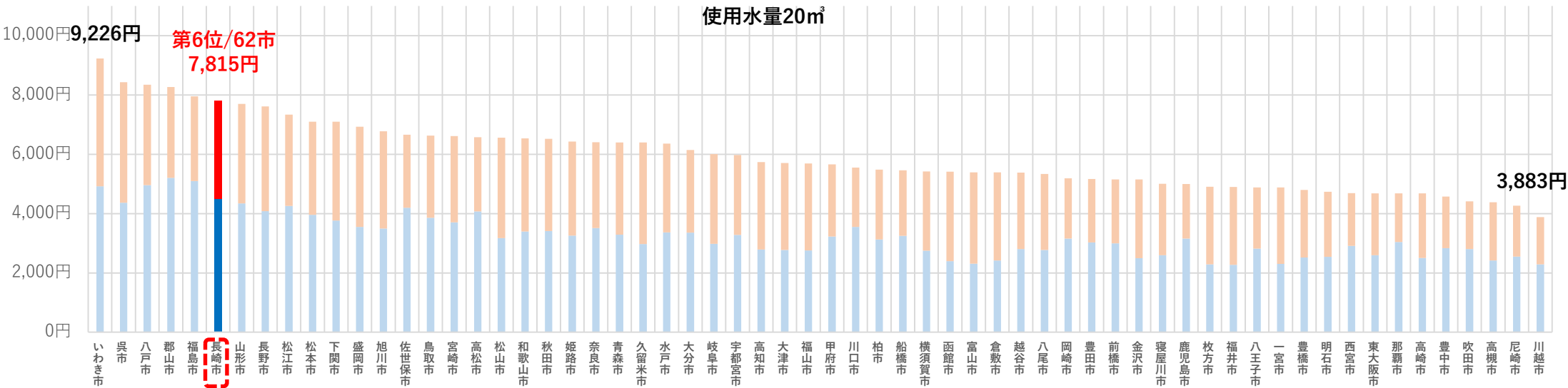
中核市比較

(令和7年4月1日現在)

水道料金 中核市比較



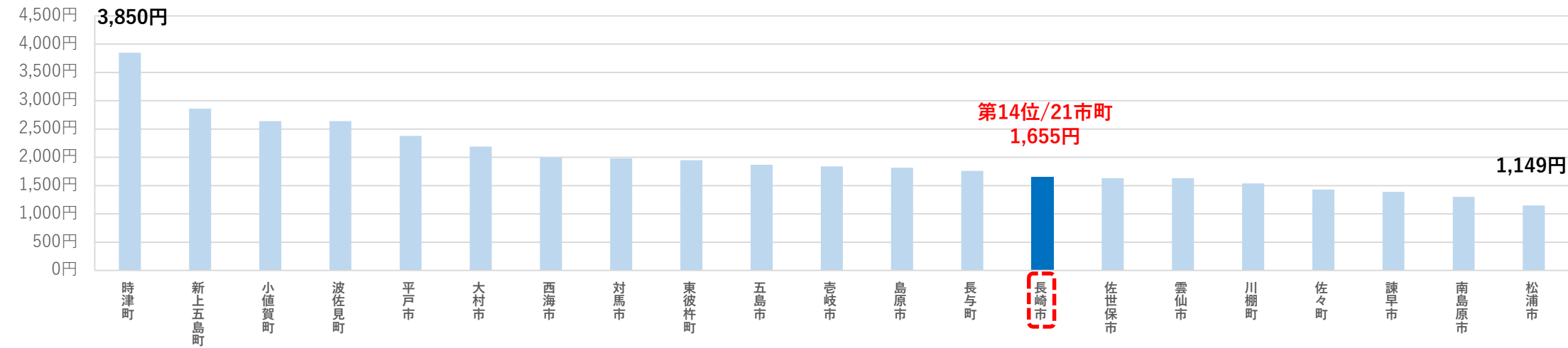
上下水道料金 中核市比較



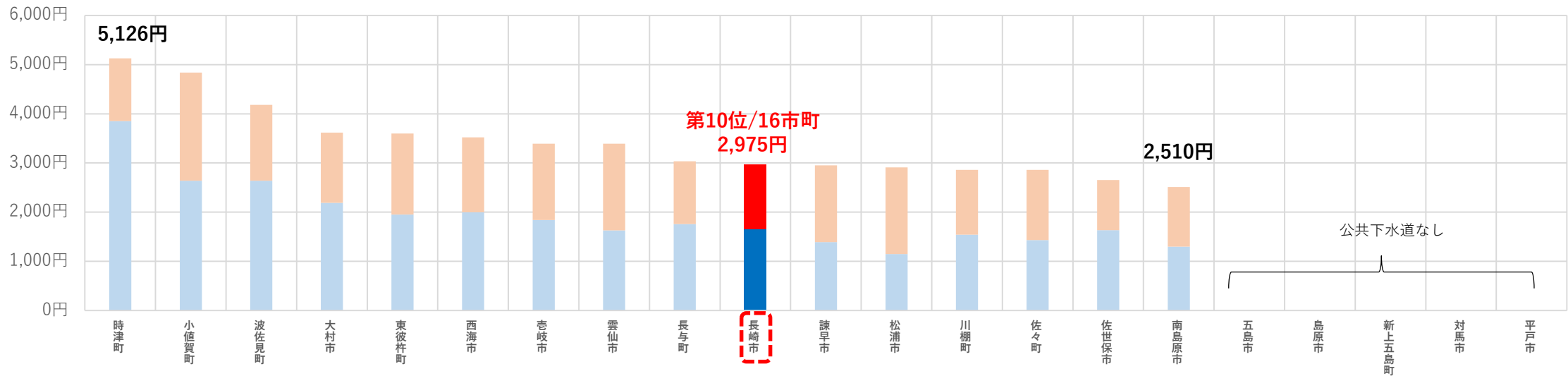
県内市町比較

水道料金 県内市町比較
使用水量10m³

(令和7年4月1日現在)



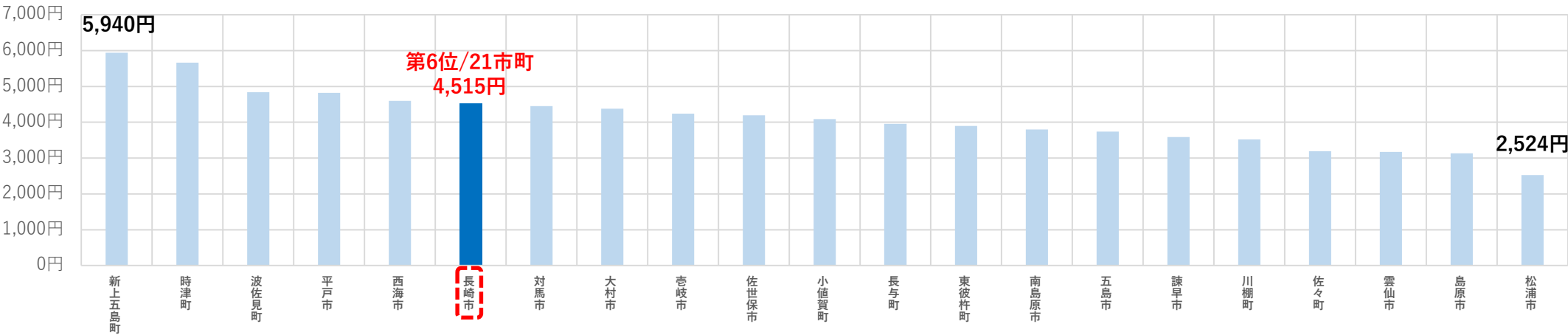
上下水道料金 県内市町比較
使用水量10m³



県内市町比較

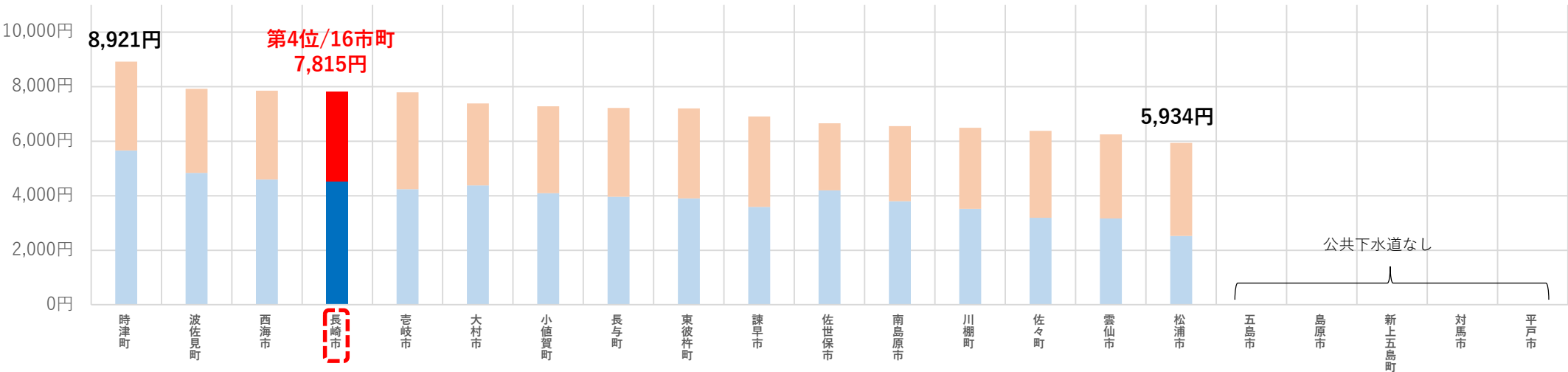
水道料金 県内市町比較 (令和7年4月1日現在)

使用水量20m³



上下水道料金 県内市町比較

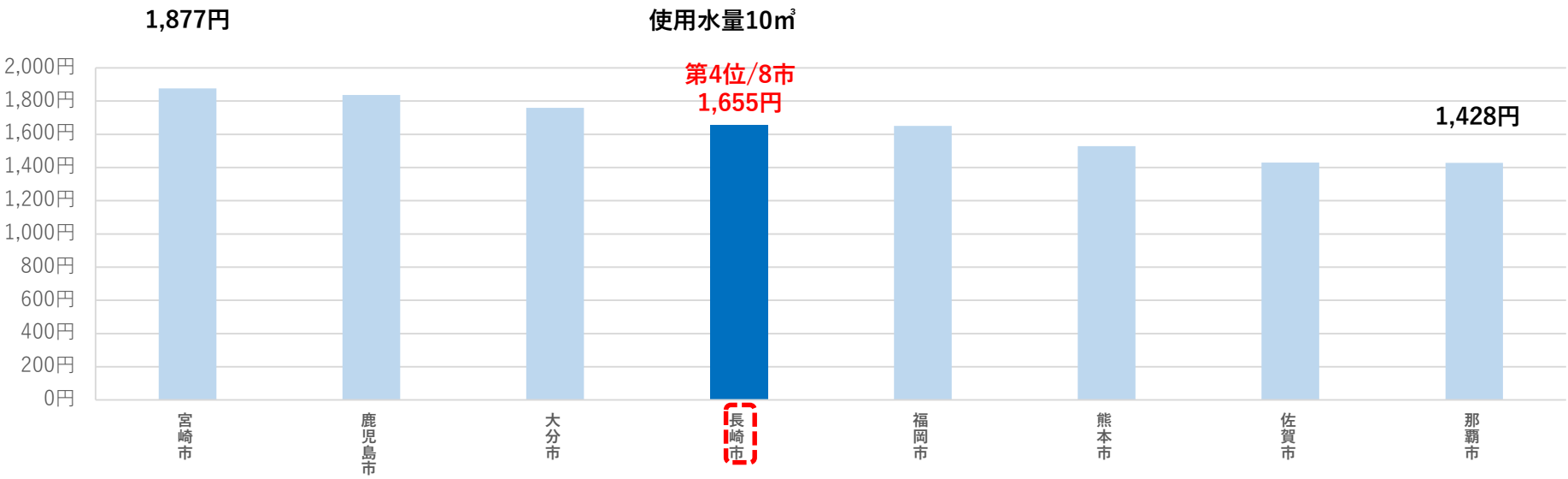
使用水量20m³



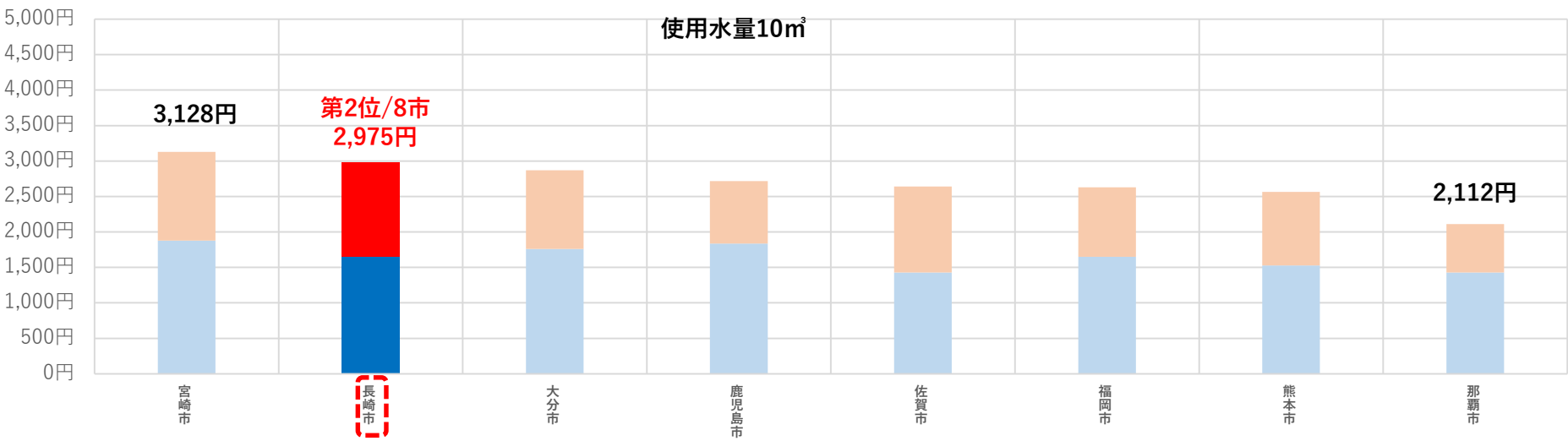
九州県庁所在地比較

水道料金 九州県庁所在地比較

(令和7年4月1日現在)



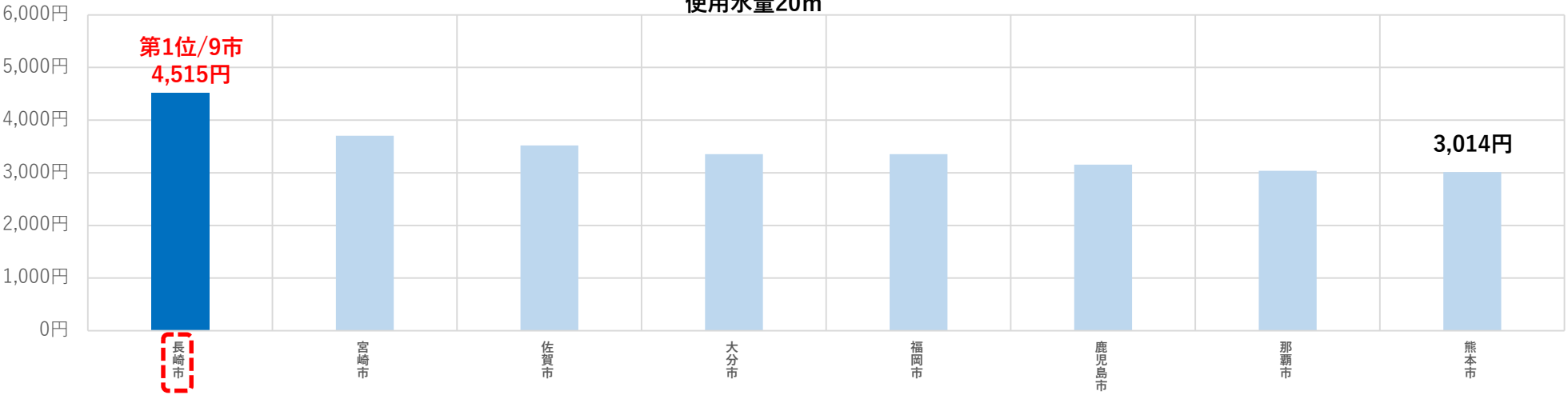
上下水道料金 九州県庁所在地比較



九州県庁所在地比較

(令和7年4月1日現在)

水道料金 九州県庁所在地比較
使用水量20m³



上下水道料金 九州県庁所在地比較
使用水量20m³

